

# 朝鮮人の「内地進学」をめぐる戦時下の対応

## ―朝鮮奨学会関係史料を中心に―

宮本正明

### はじめに

本稿は、アジア・太平洋戦争期（以下、戦時期）における、朝鮮から日本の本国（「内地」）への朝鮮人の「進学」について検討するものである。

当該期の「内地」に在学した朝鮮人をめぐる研究成果は着実に積み重ねられている。姜徳相『朝鮮人学徒出陣』（岩波書店、一九九七年）は、一九四三年に実施されたいわゆる「学徒出陣」の際、日本人とともに兵役の対象となった朝鮮人学生をとりあげ、「内地」での動きも含めてその動員過程を丹念に明らかにしている。漆畑充『植民地期における朝鮮奨学会に関する一考察』（『日本の教育史学』第四八集、二〇〇五年）は、二〇〇一年

に公開された外務省外交史料館「若荷谷研修所旧蔵記録」に含まれる朝鮮奨学会関係の簿冊などを駆使しつつ、一九四一年に設立された朝鮮奨学会の組織・活動の概要とともに朝鮮人学生の管理に関わる日本政府・朝鮮総督府の政治的思惑を提示している。他方、各大学における「大学史」の調査・研究を通じて、特に「学徒出陣」を中心に植民地出身者の在学生に対する検証も進んできている。立教大学との関連での成果としては、山田昭次『朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難』（老川慶喜・前田一男編著『ミッシヨン・スクールと戦争―立教学院のダイレンマ』東信堂、二〇〇八年）があり、「内地」に在学者全体の数量的な概観をふまえて、戦時期の立教大学在籍者をめぐる動き（検挙事例、尹東柱の存在、「学徒

出陣」の状況など)を具体的に追求している。

本稿では、これらの先行研究をふまえて、①日本政府における「内地進学」対策の立案過程、②「内地進学」に関する具体的措置となった朝鮮奨学会の「進学保証制度」、③送り出し側である朝鮮側の諸学校と受け入れ側である「内地」側の諸学校の相互認識という三つの側面から、戦時期の朝鮮人の「内地進学」をめぐる動きの一端を明らかにできればと考えている。史料としては主に、漆畑充・前掲論稿でも活用された「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 朝鮮関係 朝鮮奨学会関係」簿冊三冊(昭和十六年一月、昭和十八年、昭和二十年四月。以下「奨学会関係」第一冊・第二冊・第三冊)<sup>①</sup>に依拠する。このほか、立教大学内での関連動向や大学学長・総長会議の内容をうかがいしることができる奈須恵子ほか編『遠山郁三日誌一九四〇〜一九四三年』(山川出版社、二〇一三年。以下「遠山日誌」)、「内地」側と朝鮮側の学校関係者がかわした議論を掲載する『毎日新報』(朝鮮総督府の朝鮮語、御用新聞)の座談会記事なども用いながら、検討を進めていく。

## 一、朝鮮奨学会の設立と「進学保証制度」

戦時期の「内地」の諸学校に在学していた朝鮮人の学

生・生徒にとって、その管理・統制の中心には一九四一年に設立された朝鮮奨学会が存在した。朝鮮奨学会の組織と活動内容については、姜徳相・前掲書および漆畑充・前掲論稿に示されているが、その補足を含めて概略的に言及をしておきたい。

### (一) 背景

朝鮮人の「内地進学」者の増加は日中戦争以降に特に顕著となった。朝鮮内では一九三八年の第三次朝鮮教育令を契機に初等教育の拡充がなされるかたわら、中等・高等教育機関については校数・朝鮮人の入学数の面で依然制約が続いていたことが「内地」への「不可逆的な」流れをもたらした、と姜徳相・前掲書は指摘する<sup>②</sup>。各種文献によつて数値に差異があるが、一九三七年段階で大学・専門学校の在学数は約三七〇〇人であったのが一九四〇年では約六〇〇〇人に達し<sup>③</sup>、奨学会が設立される一九四一年にはその数は九〇〇〇人に迫るものとなっていた。その一方、「内地」の諸学校に在籍する朝鮮人学生に対しては統制の強化が進み、「留学生」という言い回しそのものが禁じられたり、朝鮮人による会合で朝鮮語の使用が禁止されたりした<sup>④</sup>。「内地」在留朝鮮人の統制組織である中央協和会は、設立直後の一九三九年一〇月段階で、「内地」の朝鮮人学生・生徒

に対する「指導監督」機関の設置を総督府・文部省に要請していた<sup>5)</sup>。その後も、朝鮮人学生の享楽街への出入りが新聞報道で取りあげられたり、「内地」の私立大学学長・総長会議（一九四〇年一月三日）の席上で「赤関係に半島人の関係する者多し」という報告もあがっていた<sup>7)</sup>。こうした現状認識をふまえ、「就職困難も「朝鮮人が「赤関係」に関係を持つ」一原因なれば、之を考えてやる事必要なるべし」という意見が出された<sup>8)</sup>、協和会においても、東京府協和会が警視庁など関係官庁と協議のうえ各学校の学生主事と連携して「内鮮人学生対策委員会」を組織するといった動きも報じられている<sup>9)</sup>。朝鮮奨学会や後述の「外地学生指導対策委員会」も、こうした状況のなかで設立・設置されることになる。

## (二) 朝鮮奨学会の設立と改組

一九四〇年二月、おりしも病臥に陥った野口遵（日本窒素肥料株式会社社長）から朝鮮総督府に対し、私財二千万円の寄附の申出があった。総督府ではその寄附の一部を朝鮮人学生対策に充当することを企図し、それまで「内地進学」生に関する業務を担っていた朝鮮教育会奨学部を改編・拡充した。すなわち一九四一年一月、資金五〇〇万円を財政基盤として朝鮮奨学会維持財団なら

びに朝鮮奨学会が設立された。いずれも、「朝鮮人学生生徒」を「忠良有為ナル皇国臣民」たらしむるように「指導保護」をおこなうことを目的に掲げた。維持財団・奨学会ともに朝鮮民事令にもとづく法人として開設され、奨学会は維持財団から資金・土地・建物・設備の供給を受けて朝鮮人学生の対策実務にあたる機関として位置づけられた。設立当初の規程では奨学会自体の事務所は朝鮮総督府学務局学務課内に置かれ、東京事務所を東京市淀橋区角筈二一四九に設けた。奨学会には総裁・会長・理事長が置かれたほか、東京事務所には庶務（総務）・指導・保護・職業の四部が設けられた。奨学会の総裁は南次郎（朝鮮総督）、会長は大野緑一郎（朝鮮総督府政務総監・朝鮮奨学会維持財団理事長）、理事長は大竹十郎（前総督府内務局長）が就任した。その後、一九四二年五月、川岸文三郎（前国民総力朝鮮連盟事務局総長）が新たに理事長として迎えられ、同じ時期に朝鮮総督を辞任した南次郎は後任の小磯国昭総督からの要請で総裁に留任した（なお、会長には新任の政務総監である田中武雄が就任）。

奨学会の業務内容は大別して「進学指導」・「在学生指導」（鍊成会の実施、学資金・医療費の貸与・補助、住居斡旋など）・「就職斡旋」であり、このほかに戦況の推移に伴う各種動員（学徒出陣）への対応・食糧増産報

国隊の組織など)の推進主体となった。

一九四三年一〇月、奨学会の改組が実施される。奨学会は「内地」の民法による文部・厚生両省共管の財団法人とされ、朝鮮総督府内に置かれていた事務所は学務局内の京城事務所となった。役員については、理事として、朝鮮総督府の関係局長(学務・警務・司法)および総督府東京事務所長のほか、文部省専門学務局長・厚生省生活局長・内務省警保局長・内務省管理局长・中央協和会理事長が新たに加わった。会長職は廃止され、総裁・理事長には現任者がそれぞれ改めて迎えられた。これ以降、日本敗戦直後に至るまで南次郎総裁・川岸文三郎理事長のもの、奨学会は運営されることになる。

この改組に伴い、①「進学指導(中等学校より上級学校へ進学せんとする者の指導を含む)」、②「指導錬成(中等学校在学者を含まず)」、③「学資の貸給与(中等学校在学者を含まず)」、④「家庭との連絡(中等学校在学者を含まず)」、⑤「就職斡旋(中等学校を卒業せんとする者を含む)」、⑥「就職後の連絡輔導」などが奨学会の事業とされた。これを伝える厚生省・内務省の通達には、「内地在住朝鮮人にして高等学校、専門学校及之と同等以上の学校に在学する者の保護、指導に関する事業」の実施は奨学会が担当することになったため、管下の協和会に対し奨学会との連携を促すよう要請する内容

であった。<sup>(30)</sup>

協和会の側はこの措置について違和感を抱いていたと見られる。この通達の数日前に開かれた奨学会理事会(一九四三年一〇月二三日)の席上、奨学会理事であるとともに中央協和会の理事長でもあった関屋貞二郎は、奨学会規程案審議の際、奨学会と協和会との関係の明確化を主張した。関屋は「規程上明示セザルニ於テハ、協和会ハ今後学生ニ対シテハ全然関係セズトノ態度ニ落チ入ル虞アルヲ以テ不可ナリ」、「今後協和会が表面上奨学会トノ間ニ連絡ナキガ如ク相成ルニ於テハ不可」と述べている。<sup>(31)</sup>「内地」在留朝鮮人学生の管轄をめぐる朝鮮総督府と本国政府との間に見解の相違があったことが漆畑充・前掲論稿で示唆されている<sup>(32)</sup>が、前記の措置にあたっては協和会と奨学会の間で懸隔があったことがうかがえる。

### (三)「進学保証制度」の発足と展開

「進学指導」の中核をなす「進学保証制度」については漆畑充・前掲論稿で既にとりあげられているところであるが、当該制度は本稿で扱う「内地進学」を大きく規定したものであることから、ここでも改めてまとめておきたい。

「進学保証制度」とは、朝鮮内の中等学校から「内地」

の高等学校・大学予科・専門学校・大学に朝鮮人が「進学」するにあたり、「内地」の諸学校に対して、奨学会が「保証推薦」した者を入学銓衡で「重視」するように、そして後にはこの「保証推薦」のある朝鮮人のみに入学を許可するように奨学会が求めたものである。奨学会は「思想健全、身体強壯、学業成績優秀並修学二充分ナル学資アル者」で「国家ノ柱石タル資質アル者」を「保証推薦」の資格とした<sup>13)</sup>。

この制度は、一九四二年度の入学者から適用された。導入当初の手続きの流れとしては、生徒本人が在学・出身の中等学校長に「進学保証」の希望を申請↓中等学校長が申請者のなかから銓衡し、「所見表」（学業成績・勤怠・思想性行・身体状況・家庭資産など）を作成して各道知事に申請↓道知事で銓衡をおこない朝鮮総督府に通知↓総督府で適否を決定し、「適格者」を朝鮮奨学会に通知↓奨学会で「適格者」を「保証生」とし、「所見表」を添えて志望校の学校長に通知、という形になっている<sup>14)</sup>。この段階では朝鮮内の中等学校から「内地」への「進学」希望者を対象とした制度であり、「内地」の諸学校に対しては奨学会の「保証推薦」を入学銓衡の際に「重視」することを求めている。

先述した一九四三年の奨学会改組に伴い「進学保証制度」にも改変が加えられ、一九四四年度の入学者から

「内地進学」希望者のすべてに「進学保証制度」が適用されることになった。これにより、「進学保証制度」の対象は「内地」の中等学校生徒にも拡大するとともに、「内地」の各学校には「朝鮮人生徒ノ志願者ハ本会ノ保証推薦アル者ニ限り入学セシムル」よう要請し、「本会ノ推薦無之朝鮮人生徒ノ入学ハ到底不可能」とした<sup>15)</sup>。この改変の背景には、後述のように「保証推薦」を受けた者以外の入学者がかなりの数にのぼったことがあったと見られる。それ以前から「進学保証以外の者は事実上進学し得られないといふことにならなければ、真に進学保証制度を設けた趣旨に反し且つ無意味に終ることになる<sup>16)</sup>」と考えていた奨学会にとつてはねらい通りの展開になったことになる。

この「保証推薦」を受けるにあたっては、様々な制約が課せられた。総督府学務局長の通達には、「在学中ノ成績中等以下ノ者ハ官公私立ノ学校トモ合格困難」であること、学制改編に伴う錬成・勤労の重視や寮生活の関係で「苦学シツツ勉強スルコト困難」につき「学資ノ充分ナルコトヲ要件」とすること、理系から文系へ進路変更するような「異系進学ハ断然之ヲ廃止」し、就職者による離職・就学希望は「出来得ル限り阻止」することなどが注意事項として示されている<sup>17)</sup>。さらに、「保証推薦」の申請にあたり、「進学」希望者の大部分を理科系

学校に振り向けること、志望校は三校まで可能とするとともに「一地方又ハ一校ニ集中セシメズ各地各学校ニ分散」させるよう、中等学校に要請した。<sup>(8)</sup>

改変後の手続きとしては、新たに制度の対象となった「内地」の中等学校から申請をおこなう場合、中等学校長から「所見表」を奨学会に送付↓奨学会で「推薦保証生」としての適否を決定し、「推薦保証生」に指定された場合は奨学会から「保証推薦書」を中等学校に送付↓中等学校長から「保証推薦書」と「内申書」を該当生徒に送付↓該当生徒が前記書類と入学願書を志望先の学校に送付、という流れになっている。朝鮮内の中等学校からの申請の場合は改変以前と同様の手順となっているが、道への書類提出にあたり、学校長が必要と認める場合は生徒の「身元調査」の依頼書を同時に道へ提出することができるとされた。道ではこれを警察部に移送、調査のうえ朝鮮総督府に報告が送られて銓衡の参考に供された。<sup>(9)</sup>

「進学保証制度」の導入以降、朝鮮人の「内地進学」者数は激減した。入学者数を見ると、一九四一年度は三〇四二人であるのに対し、「進学保証制度」が発足した一九四二年度は一、二七人、一九四三年度は一四七八人であった。<sup>(10)</sup> これは朝鮮人側からすれば、朝鮮人に対する教育差別として映じたと見られる。奨学会主催の

「学生懇談会」が一九四三年五月一五日に開催されるが、主催側の「此ノ席ハ如何ナル内容ヲ話シテモ一向差支ガナイ」との意向のもと、朝鮮人学生の側から批判が集中したのは「内鮮人差別」に対してであった。「内鮮人ヲ差別シテ内地人学生ハ何割、朝鮮人学生ハ何割ト定メテキル」という噂の真偽を問う声があるや、「内地人ヲ多ク入学サセ、朝鮮人ハ極メテ小〔少〕数ニ過ギナイ」、「内鮮人ノ差別ハ事実」、「入学ノ時ノ採点ノ場合、同点数ナラバ勿論内地人ヲ優先的ニ入学サセルノデアリ、又内地人ガ四点デアリ朝鮮人ガ六点ノ場合モ多クハ内地人ヲ優先入学サセル例ガ相当多イト云フ」といった訴えがあいついでいる。<sup>(11)</sup>

一方、「進学保証」にあたっては専門学校・大学卒業に伴う就職先の確保も視野に入らざるを得ない。当初は職業紹介法の範囲内で国民職業指導所（一九三八年に国営に移管された職業紹介所を一九四一年に改称したのも）との連携による就職斡旋が想定されていた。<sup>(12)</sup> 奨学会では実際に国民職業指導所と連絡をとりながら就職斡旋につとめるかたわら、諸官庁・各統制会・企業への働きかけを通じて独自の「求人開拓」も進められた。就職については「保証」までには至らなかつたが、一九四三年の改変に際して「卒業ノ暁ハ極力其ノ就職ヲ確保セシムルモノトス」とされたほか、就職斡旋の対象が中等

学校卒業者にも拡大された<sup>20)</sup>。

#### (四) 戦時末期の活動状況

一九四四年末に入り、奨学会の事業を朝鮮人のみならず「朝鮮在住内地人子弟」に対象を拡大することが企図されている。これは一九四四年十一月、文部省による「現地」での「総合銓衡」実施決定に伴う措置である。「総合銓衡」とは「外地又ハ外国在住者ニシテ内地高等専門学校等へ進学志望スル者ノ入学者銓衡実施要項」にもとづき、「現地就学」を原則としつつも「内地進学」希望者については「官公私立学校ヲ通ジ一括シ現地ニ於テ入学者ノ総合銓衡ヲ実施」するものである。これにより朝鮮の場合、朝鮮在住の朝鮮人・「内地人」を一括して京城府の銓衡会で入学者を決定する形式がとられた<sup>21)</sup>。前記の対象拡大措置は、朝鮮在住「内地人」の中にも「子弟ノ進学ニ苦慮セル者」がいること、「遠ク父母ノ膝下ヲ離ルル環境ハ内鮮人略々同様」であることに配慮したものとされた<sup>22)</sup>。文部省の通達には「内地人朝鮮人ノ差別的取扱ヲナサザル様留意スルト共ニ朝鮮奨学会ノ保証推薦ヲ重視」することが指示されており<sup>23)</sup>、「進学保証制度」はこの段階でも生きていることがうかがえる。

「現地」における「昭和二十年度臨時高等専門学校入

学者銓衡会」は一九四五年二〜三月、京城・新京・大連において、第一次（書類選考で定員の二倍を選抜）・第二次（筆記試験・口頭試問・身体検査）にわたり実施された。銓衡の衝にあたるため朝鮮に渡った岩下雄三（奨学会指導部長）は、竹内徳治（内務省管理局長）に対する経過報告のなかで、「朝鮮ハ内鮮の比率はほぼ半分位にして仲々にむづかしき割当に候」と書き送っている<sup>24)</sup>。一九四五年四月に発表された「内地進学」者の確定数は朝鮮の場合、朝鮮人四一三人、「内地人」五〇六人であった<sup>25)</sup>。朝鮮から「内地進学」が決まった「内地人」に対し、実際に奨学会の支援がおこなわれたのかについては「奨学会関係」簿冊所収の書類に明記がなく、不明である。

なお、戦時末期の「進学保証制度」をめぐる「内地」諸学校の認識・姿勢について触れておきたい。奨学会地方連絡員の報告によれば、高等専門学校では「進学ニ際シテハ本会ノ保証推薦制ヲ全面的ニ信頼スルモノノ大多数」であった。「地方理工科系学校ニ於テハ卒業後ノ就職困難ヨリ半島学徒ノ入学ヲ喜バザル□（判読困難）アリシガ」現在では「保証推薦」への認識は好転しているとされる。ただ、高等専門学校側から、学生の「地方分散方針」をとるのであれば、文書での通知でなく、奨学会から職員を派遣して学校と直接連絡をおこなうように

との要望があったという。一方、中等学校の場合、「本会ノ趣旨及事業達成等二関スル周知方〔中略〕一般ニ徹底シ居ラズ」という状況であり、奨学会への積極的な協力姿勢は「未ダシノ觀アリタリ」であるという。中等学校側の要望としては、奨学会の「保護指導」の範囲を中等学校の卒業者・進学者だけでなく中等学校の在学者にまで拡充すべきという意見が挙げられている。<sup>60)</sup>

## 二、「外地学生指導対策委員会」における検討

前述の「進学保証制度」は、「昭和十六年六月文部省外地学生指導対策委員会の決議に基き、本会〔奨学会〕を中心として〔中略〕実施」された<sup>61)</sup>。ここでは、「外地学生指導対策委員会」の設置と、そこでの検討内容を整理していく。

### (一)「外地在籍学生生徒二関スル協議会」(一九四一年四月二日)<sup>62)</sup>

一九四一年四月二日、文部省の主催により「外地在籍学生生徒二関スル協議会」が開催された。この協議会には文部省・内務省・拓務省・厚生省・警視庁・東京控訴院検事局・中央協和会・朝鮮奨学会の関係者が参席した。席上では「外地在籍学生対策委員会案」の案文が提

示され、委員の構成や委員会への活動内容に関する審議があった。委員の構成については、文部省専門学務局長を委員長、関係各省の課長級を委員、朝鮮人・台湾人が多数在籍する大学等の学生・生徒主事や、朝鮮人・台湾人の「適当ナル人物」を専門委員・臨時委員とすることが議論された。また、「委員会案」については、委員会の名称が「外地学生指導対策委員会」とされる一方、原案では活動内容として「外地学生」に関する事項の調査・研究・意見の開陳および文部大臣への「建議」が規定されていたが、これらが削除されている。

### (二)第一回「外地学生指導対策委員会」(一九四一年四月九日)<sup>63)</sup>

当日の議事は「一、専門委員、臨時委員ノ具体的設置方法」「二、朝鮮奨学会ニ於ケル活動状況二関スル報告並協議」「三、関係部門ヨリノ提出事項協議」である(議題三については議論の提起なし)。

議題二から議事が開始され、大竹十郎(奨学会理事長)から奨学会の設立趣旨・規程に関する報告がなされた後、「朝鮮人学生指導対策要項(案)」の提示がありその説明がなされた。奨学会の事業方針には参席者に異議はなく、「指導対策要項(案)」については逐条審議をせず、文部省に対し次回委員会までに「指導対策」の原案



作成が要請された。

奨学会の「指導対策要項(案)」は、「進学指導ノ徹底」「入学志望者推薦制ノ確立」「朝鮮人学生指導教授又ハ指導学生主事ノ設置」「生活、思想其ノ他ノ調査」「朝鮮人学生団体調査ノ実施」「朝鮮人学生福利施設ノ充実」「研究奨励費ノ交付」「講習会、座談会、懇談会等ノ開催」「図書ノ選定ト読書ノ指導」「学生会館ノ経営」「宿舍相談」「身上相談」「就職斡旋」「朝鮮事情ノ実地視察」の十四項目にわたる。これらは奨学会の今後の事業内容と重なるものと言えるが、「漫然」たる「内地」進学の防止、奨学会から文部省への「推薦者」を「優先的ニ入学セシムル」制度の設定、文部省選定の「指導教授」や「学生(生徒)主事」との連携による学生の「保護善導」、文部省の後援による「皇国臣民タルノ自覚」喚起のための諸会合開催など、文部省との連携が随所に意識されている。

議題三については委員の候補者について報告・協議・内定がなされた。<sup>(33)</sup> 専門委員は「外地学生ヲ多数収容シ居ル学校」の学生主事・生徒主事から選定することとし、人選・人数は文部省に一任することとされた。臨時委員は学生への指導力のある朝鮮人・台湾人の代表者を想定しており、拓務省提示の候補者リストにもとづき次回委員会で決定することが確認された。

### (三) 第二回「外地学生指導対策委員会」(一九四二年四月一八日)<sup>(34)</sup>

当日の議題は「一、臨時委員ニ関スル件」および「二、外地学生生徒指導監督ニ関スル件」である。

議題一の臨時委員については、拓務省提示の候補者に関し議論がかわされた。朝鮮関係の候補者は姜昌基(力行社主宰)・林浩植(日本栄養研究所)・姜世馨(日独協会常任幹事)・全奎弘(中央大学講師)・金良瑕(理化学研究所)・辺成烈(同盟通信社英文部次長)であった。<sup>(35)</sup> このうち臨時委員には林浩植が選ばれた(他の候補者は「思想其ノ他ノ点ヨリ適任者ト認ムルヲ得ズ」となった)ほか、奨学会よりの申し入れにより草本然基(鄭然基。朝鮮で各道知事を歴任、この当時は奨学会職業部長)も臨時委員となった。<sup>(36)</sup>

議題二については、席上でおそらく文部省の作成と思われる「外地学生生徒指導監督」関連の事項案が提示され、それにもとづいて協議がなされた。その案の全文は次の通りである。

(一) 指導監督ノ根本方針ニ関スル件 / (二) 内地諸学校ヘノ進学ニ関スル件(イ. 進学指導、ロ. 進学斡旋、ハ. 進学制限) / (三) 内地諸学校在学生ノ指導監督ニ関スル件(イ. 思想指導、ロ. 保健娛樂ノ指導、ハ. 宿舍ノ供与及斡旋、ニ. 交友関係、ホ. 専任指導教官ノ

設置、へ・其ノ他) / (四) 育英、奨学ニ関スル件 / (五) 卒業者ノ指導ニ関スル件 (イ) 就職斡旋及指導、口・求人網ノ開拓、ハ・就職ノ際ノ待遇改善) / (六) 外地学生生徒ニ関スル関係官庁、団体ノ連絡ニ関スル件 / (七) 外地人ニ対スル内地人ノ認識是正ニ関スル件

内容は事項の列挙にとどまっております、その事項も一部を除き、前回の委員会で奨学会が提出した「指導対策要項(案)」の範囲を出ないものになっている。

席上ではこれらの事項のうち、「中心問題」とみなされた「(二) 内地諸学校へノ進学ニ関スル件」について議論がなされた。委員からは次のような意見が出され、一部修正が施された。

- ・「外地人ニ対シ外地人ノ内地進学〔原文「留学」から修正〕ヲ制限スルトノ感ヲ与フルハ悪影響アルヲ以テ、(ハ) 進学制限ハ之ヲ削除ス」
- ・「外地人ハ外地所在ノ学校ニ於テ教育シ外地ニ於テ就職セシムルコト」〔協議事項〕レジュメへの記入メモには「大体朝鮮人ハ鮮内ニ於テ教育シ就職サセテ行ク然シコレハ内地進学ヲ制限スル意味ヲデハナイ」とある)
- ・「外地人ノ教育方針ハ理科方面へ関心ヲ持タシムル様指導スルコト」
- ・「内地ニ進学スル外地人ハ日本国民トシテ優秀ナル

素質ヲ有スル者タルコトヲ要ス コレガ為ニハ出身学校、総督府等ニ於テ厳選スルコト」

- ・「外地人ノ内地学校入学ニ付テハ分散の方法ヲトルコト」

その後の展開に照らして、「内地進学」をめぐる方針・対策の基本的な方向性はここに示されていると言える。

これらの意見をふまえたうえで文部省において具体案を作成し、次回の委員会に提出することで合意をみた。

#### (四) 第三回「外地学生指導対策委員会」(一九四一年

四月二十四日)<sup>57)</sup>

当日は「内地諸学校へノ進学ニ関スル件」につき具体的な方針および対策案の提示があった。

「方針」としては、「内地進学」については「外地ノ中等学校ヲ卒業セル者ニシテ内地ノ専門学校以上へノ進学者」のみを対象とすること(この時は「内地ノ中等学校卒業者」については別途検討とされるが、先述の通り「進学保証制度」発足当初はその対象外となる)、「外地学生ハ原則トシテ之ガ教育ヲ外地ニ於テナスベキヲ方針トスルモ諸種ノ事情ニ依リ相当数ノ内地進学ハ之ヲ認ムルコトトシ、右進学ニ際シテハ必ず日本国民トシテノ資質優良ナル者ニ限ル様処置セントス」ることとされた。

具体的な対策としては七項目が列挙される。

(イ) 「内地進学」希望者については、事前の「適切ナル指導」を通じて「能フ限り不必要、不用意ナル進学ヲ差シトムルコト」。

(ロ) 「進学指導」にあたり「能フ限り自然科学的技術ヲ修得シ得ルガ如キ学校」を選ばせること。

(ハ) 総督府は「内地進学」希望者に対し「事前周到ナル調査」を実施し、「優良ナル者」については推薦の「内申書」を希望先の学校に送付すること。

(ニ) 前項の「優良」の判定基準は「日本国民タルノ資質」に置くこと。

(ホ) 「内地」の諸学校では入学の諾否にあたり「内申書ヲ重視」すること。ただし「内申書ヲ有セザル者ニ対シ入学願書ヲ受理セザル等特ニ不利ナル取扱ヲナシ学生ヲシテ進学制限ヲ受クルガ如キ感ヲ生ゼシムルガ如キハ能フ限り之ヲ避ケ総督府ヨリノ推薦ヲ受ケザル者ハ自ラ成績不良等ノ原因ニ依リ進学不可能トナルガ如ク考慮スルコト」。

(ヘ) 総督府は「内地進学」者について、「内地人学生トノ融和親交」のため「各地各学校二分散進学」させるよう努める一方、文部省は場合により「一校当リ外地学生数」の「制限」もおこないうること。

(ホ) 試験不合格者・中途退学者で「漫然内地滞留ヲ続ケ」る者や「苦学ヲナシツツアル者」には「帰郷」「原文」「帰国」を訂正させること。

全体的に奨学会の「指導対策要項(案)」や第二回委員会ででの検討内容が反映されたものとなっている。

席上での議論は「方針」および対策の(イ)(ロ)のみにとどまった。「方針」については「原則トシテ」が削除されたほか、「内地進学ハ之ヲ認ムルコトトシ」が「内地進学者アルヲ以テ」へと改められた。対策(イ)では「進学ヲ差シトムルコト」から「進学ヲ止メシムルコト」への変更などの加筆が、対策(ロ)では「自然科学的技術ヲ修得シ得ルガ如キ学校」を「理科的系統ノ学科」に改めることが決定された。

対策の(ハ)以降の項目に関する審議は次回の研究会に持ち越しとなった。しかし、第三回の委員会から後の会合の記録は「奨学会関係」簿冊には見られない。ただ、「第三回外地学生指導対策委員会協議要領」にある文案には対策(ハ)以降の項目について書込みがあり、改訂の手がかりが得られる形になっている。(ハ)については、「内申書」の送付に関わる事項につき、「優良ナル者ニハ朝鮮奨学会ニ通報ス朝鮮奨学会ハ総督府ヨリ通報アリタル者ニ付テハ同人ノ身上ニ関スル保証ヲナスコトトシ其ノ旨ヲ内地ノ志望学校ニ通知スルコト」との一

文が加筆されている。ここに「進学保証制度」の直接的な原型となる内容があらわれている。(二)は全文削除とされた(ただし、「日本国民タルノ資質」にもとづき「内地進学」者を限定するという趣旨自体は「方針」においてうたわれている)。(ホ)は「内申書」を「朝鮮奨学会ノ保証ノ有無」に変更するとともに、原文にあった但書の箇所は全文削除となった。(ハ)・(ホ)はいくつかの字句訂正がなされている。そして「備考」として、台湾人学生については「本案ニ準ジ別途考究」とされた。

(五)「私立大学学長・総長会議」(一九四一年六月二六日)における方針・対策の伝達

先の方針・対策案の最終形態は「奨学会関係」簿冊に含まれていない。先述のように一九四一年六月に「外地学生指導対策委員会」で「決議」がなされたことは分かっているものの、その「決議」内容も同簿冊には見られない。ただ、「遠山日誌」のなかで、この指導対策委員会の方針・対策に言及されている箇所がある。一九四一年六月二六日開催の私立大学学長・総長会議の際、議題の一つとして「外地学生に関する問題」がとりあげられたが、そこでこの指導対策委員会の「目下決定せる要綱」の内容が伝達されている。当該日誌にはこの方針・対策について「第一次の決定」「猶将来漸次決定

を見るべし」とあり、また記されている内容も原文通りでないと思われるが、その「要綱」は次のようなものであった<sup>(38)</sup>という。

外地中等学校卒業者にして専門学校以上の学校へ進学希望者は、次の標準に拠る。

- (1)外地の者は成るべく外地で教育するを本則とす。
- (2)日本国民として資質優良のもののみを選び、内地へ進学せしむ。

此方針に従ひ、朝鮮総督府は朝鮮中等学校長と連絡し、学科学資等をも考慮して適否を定む。但し成るべく理科系統を選ばしめ、以て将来就職に便ならしむ。朝鮮奨学会は総督府を通し保証人の立場を取り、内地進学に便す。「中略」故に奨学会の保証を重視して、文部省は更に内地学校と連絡を保つことにせり。但し奨学会の関係なしとして、余り明らかに入学を拒否するは考へ物と思ふ。

朝鮮学生の取扱に關して、朝鮮学生は成るべく分散して内鮮学生の融和を計る方よく、集団せしめると思想上に結果面白からず。

不合格又は中途退学者は成るべく早く帰鮮せしめ長く内地に止めぬ方よし。

同じく「遠山日誌」によれば、これに対して会議の参加者からは、「特別の人」の委嘱や学生「幹部」の選抜

を通じて朝鮮人学生への「指導」にあたらせるべきという意見や、「朝鮮人を特別の民族と見てはならぬ」という要請が出されている。そのほか、朝鮮人・台湾人に日本への従属を説くにあたり朝鮮人には「嫁」、台湾人には「婿」になったのだから日本の「家風」に従うべきという論理を使った経験を語ったり、「教育勅語」中の「爾祖先の遺風云々」というくだりを指して「独立を勧めるに非すや」と問うた朝鮮人がいたというエピソードを紹介する参加者が見られた。<sup>(33)</sup>

### 三、朝鮮人の「内地進学」をめぐる認識・議論

ここでは、文部省・朝鮮奨学会と「内地」諸学校間のやりとりや、「内地」側と朝鮮側の諸学校間の議論などを通じて、朝鮮人の「内地進学」をめぐる認識を見ていく。

#### (一) 朝鮮人在学生をめぐる重圧・不信の高まり

「外地学生指導対策委員会」における「決議」以後、委員会の方針・対策を具体的な形で取り込んだ指示が文部省からあいついで諸学校に送られたと見られる。「遠山日誌」によれば、一九四二年一月二七日付で、朝鮮内中等学校の卒業生・修了者の入学可否にあたり朝鮮奨学会による「保証を重視されたし」という旨の文部省の通

達を立教大学が受領していることが分かる。<sup>(34)</sup>とはいえ、この段階で大学等において奨学会の要請をどれだけ拘束力のあるものとして受けとめたのかには疑問が残る。同年七月一日に官公私立大学学長会議が開催されているが、その際の「遠山日誌」には朝鮮人の入学に関する議題について触れた記述がある。そこには「鮮人入学は朝鮮奨学会あり、之を重視され度きも、必しも其推薦が入学を決定せず、知徳体〔単に記憶力のみによらず〕に鑑みて入学を許されたし」とある。<sup>(35)</sup>

その一方、大学内においては朝鮮人学生に対する監視の度合いが深まっていた。一九四二年三月三日付の文部省からの通達では、「一部の朝鮮人」に「不穩なる計画の企図」があったとして、これを契機に学生・生徒に対する「思想指導」の強化、集会開催時には学校当局・教職員の承認・監督のもとに置くこと、朝鮮人による学内団体について以後の新設の「抑止」と既存団体に対する教職員との「指導」などの要請がなされている。<sup>(36)</sup>立教大学においては、既に一九四〇年〜四一年にかけて立教大学生を含む朝鮮人学生の検挙事案が三件見られるほか、学内の教員間で朝鮮人との接触があるとされる人物に対し警戒感が抱かれている様子が「遠山日誌」に描かれている。<sup>(37)</sup>

後述する「内地教育関係者懇談会」（一九四二年一月一九日）席上での発言にある、「半島学生ハ学校内ニ

於テ新タニ学生ガ同窓会ヲ設立スルコトヲ禁ゼラレ、校外ニ於テ三人以上会合スルコトハ自由ニハ為シ得ザル実「情」はこのような指示を受けて醸成されたと考えられ、学校当局の側も「カカル状態ニテハ到底其ノ指導ヲ完ウスルコト不可能ナリ」と吐露する一幕が見られるほどであった。<sup>(45)</sup> 奨学会主催の「学生懇談会」（一九四三年五月一五日開催）でも「内地人ノ国会ノ如ク朝鮮人ノ国会ヲ許スコトハ出来ナイカ」という声が朝鮮人学生からあがっている。<sup>(46)</sup>

奨学会においても、在学生とのつながりをつくるため、一九四二年の秋に「学生連絡員」を選任した。これは「各校在学生ト本会〔奨学会〕トノ間緊密ナル連繋ヲ保持セシメ在学生指導ノ円滑適正ヲ期スル」という趣旨のもつと、学校側の推薦にもとづき奨学会が委嘱したもので、毎月一回の定例会のほか、随時の懇談・打合せを持った。<sup>(47)</sup> 立教大学には一九四二年九月に奨学会から学生連絡員の推薦を求める要請があり、一九四三年一月段階で立教大学の学生連絡員として三人の存在が確認される。<sup>(48)</sup>

## (二) 奨学会と「内地」諸学校の学生・生徒主事との意見交換

奨学会では、全国各大学専門学校主事会議や全国大  
学・専門・高等諸学校学生生徒主事会議の開催に合わせ

て、学生主事・生徒主事との意見交換の場を設定している。この懇談会は、一九四二年七月七日および一九四三年六月四日に開催されている。

一九四二年の懇談会<sup>(49)</sup>では、奨学会側から懇談事項七点（「進学保証」「入学」「学生生徒ノ保護指導」「就職斡旋」「鍊成会ノ実施」「学資貸給与」「事務連絡」）の提示があった。そこでは、「進学保証制度」の趣旨・手続きや、貸給費生制度に関する説明がなされ、鍊成会などの実施や就職の斡旋に対する協力の要請があった。「進学保証」についてはその「趣旨ヲ御諒解ノ上其ノ利用ニツキ御配慮御協力」を、入学銓衡については「実力ニ応ジ適當数ノ入学ヲ許可」することを諸学校に求めた。

その後の議論においては、朝鮮人で人物・学力が優秀な者でも就職が困難であり学校による就職斡旋も不調に終わる場合が多いという現状が改めて確認されており、朝鮮人の入学自体に対する躊躇や、就職できないことへの煩悶から朝鮮人の「思想悪化」につながる懸念が表明されている。そのなかで、奨学会による就職斡旋への期待が表明されており、奨学会の「進学保証制度」を就職保証とセットにすべきとする提案がなされている。

一九四三年の懇談会<sup>(50)</sup>では、奨学会側から「進学状況」「進学指導」「在学生指導」「卒業生就職斡旋」などに関する説明があった。そのなかで「進学保証制度」

につき一九四二年度・四三年度において「其ノ運営成績良好ナリト認メラレズ」との見解が表明されている。何をもって成績不振とみなしているのかは、懇談会時の説明では具体的に述べられていない。ただ、漆畑充・前掲論稿が明らかにしているところによれば、学力に重きを置く銓衡によって、「保証推薦」を受けるための四要件（「皇国臣民たる資質」および「学力、人物、学資」）を満たさない者の入学が数多く許されたと見られることが問題視されたようである<sup>(52)</sup>。実際、「保証推薦」のある者の入学者数は、一九四二年度は総数一一二三人のうち二二五人<sup>(53)</sup>（第一志望入学者一五五人、志望校以外の入学者八〇人）、一九四三年度は総数一四二〇人のうち二〇三人（「保証推薦」のなし・ありの内訳は、高等学校・大学予科〓一四九人／一〇五人、大学専門部・男子専門学校〓九四二人／五八人、実業専門学校〓七八人／二九人、女子専門学校〓四八人／一人）となっており、「保証推薦」を受けない者の入学数が「保証推薦」を受けた者を大きく上回っている。奨学会は成績不振の要因として、「内地中等学校ノ出身者」が当該制度の対象外であること、学生側が本人の実力以上の学校を志望したり出願後に志望校を変更することなどのほか、「多数ノ受験者アリタル学校ニハ本会ノ推薦書ヲ照合スル暇ナク、又学業成績ヲ主トシテ人物其他ヲ重視セズ従ツテ

本会ノ推薦ニ重ヲ措カザルモノアリシコト」を挙げている（もつとも、改組以前の別の奨学会関係文書にも、当該制度運用の第一年度である一九四二年度の結果をふまえて、同様の指摘がある<sup>(54)</sup>）。

これに対し「内地」の大学・高等学校側からは、朝鮮人学生につき「明朗性ヲ欠ク、語学ノ成績悪シ」という点や、対米開戦に伴い学内で「思想問題関係容疑」で検束者が出たことの指摘がなされたほか、「彼等ヲ收容スベキ下宿屋ナク（下宿屋ガ厭フ為）学校当局トシテハ困惑シツツアリ」との声や、「寮生活ニ於テ朝鮮語ヲ使用スル傾向」があるため総督府の指導を求める要望などがあった。また京城帝国大学予科から、朝鮮人学生には「（一）真ニ徹底的皇民化セル者、（二）外観上皇民化セル者、（三）態度不明瞭ナル者」に大別されること、京城帝国大学の現状から「内鮮共学」は朝鮮人が全体の四分の一を占める程度が「最大限度」であって「可及的分散入学ヲ適當」とする見解が示された。

### （三）「内地」側と朝鮮側の学校関係者間における意見交換

奨学会では、「内地」の大学・専門学校の学生担当者  
を視察のために朝鮮へ引率する「朝鮮視察団」、朝鮮の  
中等学校長を視察のために「内地」へ引率する「内地視

察団」を実施しており、その際に座談会や懇談会の機会が設けられている。ここでは、その座談会や懇談会での議論を通じて、「内地」側と朝鮮側の学校関係者の要望や認識を見ていきたい。

### ① 第一回「内地大学職員朝鮮視察団」（一九四二年九月一〇月）

第一回の朝鮮視察団には奨学会主事の引率のもと、一二大学の学生担当者・教務担当者（専修・大正・早稲田・中央・東洋・東京農業・上智・日本医科・明治・日本・駒沢・立教）が参加した。視察団一行は一九四二年九月二六日～一〇月八日にかけて、慶州・大邱・京城府・平壤・興南・金剛山を回り、名所・旧跡を見学する一方、各地で朝鮮内の学校関係者・総督府当局との懇談会や学校視察をおこなった<sup>55)</sup>。

行程のなかには毎日新報社主催の座談会（一〇月一日）も含まれており、その内容は一九四二年一〇月の『毎日新報』紙上に六回に分けて掲載された。座談会での議論から「内地」側と朝鮮側との意見を整理しておく<sup>56)</sup>。

### 《一九四二年度における入学者の激減》

まず「内地」側からは、一九四一年度に比して一九四二年度の朝鮮人入学者が激減したことに關する説

明がなされた。朝鮮側からも、本件については保護者の間で相当に問題となっており、総督府当局やその他の方面でも朝鮮人の入学率が低いことへの説明がなかったという声があがった。この点につき「内地」側は、文部省から入学者の定員に関する指示があつたためと釈明した。すなわち、一九四二年一月二七日付の文部省通達で、入学許可の定員を厳守するようにとの指示が出されていた<sup>57)</sup>。「内地」側の各大学からは、事実関係として朝鮮人入学者数の減少を認めつつも、定員厳守のために「内地」の中等学校出身者を含め全般にわたり入学難に陥つたものであつて、特定の大学のみ、あるいは朝鮮人のみの現象ではないことがあいついで指摘された。なかには、専門部・予科のほうで前年よりも朝鮮人入学者が若干増えたという大学の事例も報告されている。朝鮮側からは、「朝鮮人学生の入学率の悪さの原因についてこの席上で初めて知った」「入学難の理由が一般によく分かるようにしてもらいたい」といった反応があつた。

### 《志望先の集中傾向》

次に「内地」側からは、朝鮮人志望者の希望分野が特定の領域に集中する傾向のあることを問題視する発言があつた。朝鮮人の志望先が法科・政経科に偏していることに加え、「内地人」の法科志願者も増えて競争が加熱



したことから入学難を招来した面があるとの指摘がなされている。そのうえで、朝鮮人の進路を自然科学の領域や実業専門学校に転じること、朝鮮内で学校を増設することが要望されたほか、朝鮮における義務教育の実施もまた求められた。大学・専門学校在学生の「思想問題」の背景には幼児教育・家庭教育の「欠陥」が伏在すること、乳飲み子の頃から精神教育が必要であることなどを挙げ、多少の混乱はあっても義務教育の完全実施が緊要であるというのである。これらの要請を受けた朝鮮側の応答は次の通りであった。志望先の偏重については、従来は理工系の学問を修得しても農業以外の産業の進展が不十分な朝鮮でその知識・技術を活用できる余地が少ないという経緯があったこと、しかし今日では朝鮮人の保護者を含めて実業方面への進学を勧奨する必要のあることが指摘された。また、義務教育の実施については研究中であるとしつつも教員の養成・確保が容易でなく、学校の増設についても高等専門学校の拡充も急務であるが財政面から困難である、というものであった。そのうえで、「内地」に送り出して「内地人」の学生とともに優れた教育を受けることが必要であるとして、「内地」側の理解を求めている。

日中戦争以降、日本政府は高等教育において理工系に

力点を置く政策を打ち出し、この当ても「内地」では理工系の学部・専門学校の新設があいついでいた。進路として理工系・実業方面を勧奨すべきであるとする双方の主張の背景には、理工系の方が新設に伴う入学枠の拡大があるために入学が相対的に容易であるという点もある。奨学会もまた、ある「求人開拓懇談会」の席上で関係官庁・企業の来会者から「理、工科出身ノ技術者ハ採用シタキモ法、経商科出身者ハ歓迎セス」という声を受け、「内地進学ノ学徒ハ理工科方面ヲ多ク志願セシメ法経文科系統ヲ制限スル如ク指導スル要アリ」と考えていた<sup>(5)</sup>。ただ、それに加えて朝鮮人の場合、法科・政経科への志望の集中について実業方面を蔑視する伝統的な為政者意識をひきずるものとしてとらえられており、そうした意識を払拭する必要性が志望先の偏重の是正という文脈のなかで語られる側面があった。

#### 《「内地」における「差別待遇」》

ついで朝鮮側からは、「内地」側における「差別」の問題が提起された。朝鮮人に対する徴兵制実施の発表以前には兵役の有無により「内地人と朝鮮人との間にある程度の差別があってもよい」との声が「内地」側にあったとし、現段階ではそのような「差別」を許さないように徹底した指導が要望された。また、朝鮮人学生の「思

想問題」の背景として「内地」の「差別待遇」に対する朝鮮人側の反感・不平があるとの指摘もなされ、「内地人」側が先入観なく「感化」を及ぼすような形で朝鮮人学生と接することが望ましいとしている<sup>59</sup>。この点をめぐって「内地」側では、関係各方面の指導・連絡のもとに「思想問題」には充分配慮をしており近年ではその関係の紛議は見られないこと、学内の軍事教練での成績も以前に比べて向上していることが、個別の応答で述べられた。

#### 《入学・銓衡のありかた》

重ねて朝鮮側から、朝鮮人の入学・銓衡にあたっての要望が示された。「内地」側で入学困難である事情をふまえてなお、できる限り多数の朝鮮人が入学できるように配慮を要望する声があった。また、銓衡にあたっては、「大東亜十億の民の指導者」を送り出すことを意識しつつ、知識・記憶に比重を置くのではなく、「素質」「人物」の考查にもとづき「皇国臣民」としての自覚を持つ者やそのように育つ可能性のある者を選抜すべきであること、「警察の意見も参酌」することなどを「内地」側に求めている。

#### ②「内鮮教育関係者懇談会」(一九四二年一月一九日)

「朝鮮視察団」派遣の直後に、朝鮮内の中等学校長に

よる「内地教育状況」の視察が実施された(一九四二年一月二〇日に中央・明治・日本・専修・早稲田の各大学を訪問)<sup>60</sup>。その際、東京所在の大学・専門学校の職員(「朝鮮視察団」メンバーを含む)や文部省・奨学会の関係者をまじえ、一九四二年一月一九日に「内鮮教育関係者懇談会」が開催された。

懇談会の議事要録<sup>61</sup>によれば、「内地」側からは、入学難解消のために専門学校増設などを検討すること、「国語」(日本語)普及のために義務教育を実施することが朝鮮側へ要請された。それとともに、「内地」側では朝鮮人学生に対する「特殊ノ指導練成ヲ施スコトハ事實上困難」であり、朝鮮奨学会にその役割を期待することなどが表明された。一方、朝鮮側は、朝鮮人における軍事教練の練度や「国語」能力に疑問を抱く「内地」側の見解に対して朝鮮事情を理解していないと指摘したほか、「一部不良学生ノ為ニ善良学生ニ迄学校ノ門戸ヲ閉スガ如キコトナカラムコト」ならびに「進学希望生徒中其ノ実力、人物ノ優良ナル者ハ相当数入学セシムル」ことを「内地」側に要請した。なお、朝鮮側からは、朝鮮人には「ドウシテモ割り切レザルアル一点ヲ残シ居ル者」が少なくないため「無用ノ刺激」をしないように留意して教育に当たっていることが述べられた。

③「在東京大学高等専門学校職員朝鮮視察団」  
(一九四三年一〇月)

一九四三年一〇月、東京所在の大学・高等専門学校の教職員による朝鮮視察が実施された。この時も座談会の機会が設けられ、『毎日新報』紙上に三回に分けて連載された。この座談会における「内地」側と朝鮮側の議論を整理しておく。<sup>65)</sup>

「内地」側・朝鮮側ともに、「内地進学」者の現状に関して、日本語・学業・生活態度などの面で優秀かつ真摯であり、時局の重大さも自覚していると評価している。「内地」側からは、学校において「内地人」・朝鮮人間の差別がないことが強調されているが、異郷での生活ゆえか朝鮮人は一箇所にかたまる傾向があり、これが「内地人」といふ指摘もなされた。また、「日本精神」や「神代からの歴史的観念」の理解に欠けている面があるため「国史教育」に対する尽力を期待する旨の発言があった。これに対し朝鮮側では、「国史教育」に特別に注意を払っていると応答しつつも、「神を尊敬する心」をより一層深めていく余地が多分にあり、「国体の本義」を透徹の方策に関しては現在検討中としている。この点との関係では、奨学会側からも、ただでさえ朝鮮人学生はどの程度まで「国体観念」を持っているのかと鋭い視線

が向けられる存在であることが言明されている。

朝鮮側からは「内地」側への要望事項として、二、四人の学生ごとに「特別な教員」を任命し、その担当教員が各学生の家庭訪問をおこなうことにより、朝鮮人学生に対し風俗・習慣への理解を促したり「同化」に導くことを挙げた。これに対し「内地」側では、朝鮮人学生を対象とした制度を新たに設けると「区別」と受けとられる懸念があるため、「内地人」学生と同様に学生の方から教員の自宅を訪問させるようにすることも一案とする旨の応答があった。

④「内鮮教育関係者懇談会」(一九四三年一〇月二五日)

先に見た「朝鮮視察団」の派遣後、「朝鮮中等学校長内地視察団」の東京来訪を受けて双方のメンバーが東京で会同し、一九四三年一〇月二五日に懇談会を開催した。<sup>66)</sup>

この段階では既に奨学会の改組・「進学保証制度」の改変も決定されており、文部省大学教育課長から、「同会ノ推薦保証スル者ニアラザレハ朝鮮中等学校出身タルト内地中等学校出身タルトヲ問ハス半島人ハ内地ノ高専、大学ニハ一切入学セシメサルコトニ方針ヲ決シ目下其ノ手続等ニ関シ工作中」との言明があった。奨学会サイドもまた、朝鮮側に対しては、入学志望者は「適格者ノミ」に限定し「其ノ余ハ直ニ国家ノ要請ニ従ヒ或ハ志

願兵ニ又ハ軍需工場其ノ他ノ職場ニ向ハシムル」ことを、「内地」側に対しては、「本会ノ推薦保証セル者ノミヲ入学セシメラレタ」いと求めたほか、学徒志願兵制度の実施にあたり「有資格半島学生ハ一人モ残ラス進テ志願スルヨウ配慮」を要望した。

「内地」側の朝鮮視察団メンバーからは、朝鮮における「皇民化運動」について多少疑問があったものの「裏面観察」を通じて「半島人ノ皇民化ハ決シテ形式的表面的ノモノニアラサルコト」を実感したとし、朝鮮側の教育関係者の努力に報いるよう受入側として尽力を期したいとの意思表示があった。ただ、「家庭ヤ一般社会ニ於ケル国語ノ常用力之〔学校教育〕ニ伴ハサルトキハ学校ニ於ケル折角ノ努力モ其ノ効果ヲ減殺セララル慮ナシトセ」ずという懸念を朝鮮側に伝えている。

朝鮮側の「内地」視察団からも、「内地帰りノ半島学生」の態度を見ると「昔日ト一変」したと驚嘆が伝えられている。それとともに、地方在学者のほうが「教モ少ナク環境モ良イノテ大体ニ於テ思想方面ニモ心配少」という印象を受けたとして、学生の「地方分散」が必要であると指摘されている。また、朝鮮の中等学校生徒の「進学」希望者については、「学校ハ父兄トノ間ニ在リテ益々困難ナル立場」にあるものの「断然腹ヲ決メテ成績不良ノ者ハ進学セシメサルコトニ覚悟」したことが表明

されている。

### おわりに

本稿で主に依拠した史料から明らかにできるのは、あくまでも対策を立案し制度を運用する側が議論・指示・把握をする内容にすぎず、実際の学校現場や生徒・学生の側に即してみた場合にその実態がどのようなものであったかは別途検討を要する。この点を前提としたうえで、本稿の内容をまとめておきたい。

戦時期の日本では朝鮮人・台湾人の学生・生徒に対する総合的な対策を立案するために「外地学生指導対策委員会」が設立された。そこでの議論の過程でその対策は朝鮮人に比重を置くものとなり、かつ具体的な内容は朝鮮内の中等学校からの「内地進学」に関わるものへと収斂していった。その具体的な成果は奨学会による「進学保証制度」として結実した。このほかに、銓衡にあたり「日本国民として資質優良のもの」を「厳選」すること、理工系・実業方面への進学勸奨や各地域への「分散」配置をおこなうことなどが方針として打ち出されたが、これらは後の朝鮮人の「内地進学」対策を大きく規定する内容となった。

日本側では、これらの方針・対策について、「内地進

学」そのものの制約として受けとめられることを厭い、また朝鮮人・「内地人」を問わず入学難の状況にあることを主張した。とはいえ、「進学保証制度」を主軸とする措置は、朝鮮人の新規受入を人数・進路などの面で実質的に制限する方向で機能した。一九四二年度以降は入学者数に厳しい制限が課されたうえ、理工系の在学者数および東京以外での在学者の比率の増大が実現し、戦時末期には文系学部・統廃合・再編や「学徒出陣」などのなかで在学者数自体の減少がもたらされた。そして、「分散」配置の発想に表出しているように、「内地進学」をめぐるのは朝鮮人に対する警戒・不信が介在した。日本敗戦後、ある韓国人が元の朝鮮総督府高官に対して自身の戦時中の体験を述べる時、これらの措置や、それを中心的に担った奨学会のことがそのつど想起されている。「推薦というのはなかなか難しくして」、朝鮮人の間では「日本に留学する（うえでの）制限措置だ」「奨学会ではなくても制限の会」という批判が当時からあり、「朝鮮の学徒が日本に来て進学する道すら許されなかった、というのが私らの体験上、そうなってきたわけです」<sup>(61)</sup>。

一方、「内地」側と朝鮮側の教育関係者の間では、朝鮮人学生の意識・環境をめぐる「好転」について一定の評価があった。しかし、双方がかわした議論の端々には認識の隔たりもまた見られた。第一回の朝鮮視察団に参

加した「内地」側のメンバーの一人が視察を終えて朝鮮を離れる際に残した談話が新聞報道で伝えられているが、その冒頭の言葉は「三十二年経つてもまだ内鮮一体を標榜して教育しなければならぬといふのは少し情なくはないか」というものであった<sup>(62)</sup>。第二回の朝鮮視察団になると「皇民化」政策の進展について「形式的」とどまらないものと評価する見方もあらわれたが、「その効果は目下の処形式的方面に現はれるものと見做されその内面的充実は更に永き年月を要するものと思料」という所感もまた同時に存在した<sup>(63)</sup>。日本語普及や「日本精神」徹底の実現については「内地」側からの懸念は払拭されなかった。他方、教育の現場にあって朝鮮人のなかの「ドウシテモ割り切れザルアル一点」を意識せざるを得ない朝鮮側にとって、「内地」側から表明される様々な懸念は朝鮮の実情を理解しないものとして映ったと見られる。朝鮮内での義務教育の実施や高等教育機関の増設といった「内地」側の要請について、総督府を含めて朝鮮側にはこうした構造面にふみこむ対策を断行できるだけの力はなかった。朝鮮内で教育体制の整備を政策的に進めることができなかつたことと、そして朝鮮統治に伴う民族矛盾をめぐる認識の度合いの違いが、いまって、送り出す側と受け入れるとの間に齟齬が確認されるように思われる。

表1 朝鮮人「内地」在学者数

|           | 1941年度 |        | 1942年度 |        | 1943年度 |        | 1944年度 |  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
|           | 人数     | 人数     | 学校数    | 人数     | 学校数    | 人数     | 学校数    |  |
| 大学学部      | 1,914  | 1,354  | 47     | 1,542  | 47     | 242    | 34     |  |
| 高等学校・大学予科 | 1,204  | 910    | 66     | 879    | 66     | 234    | 45     |  |
| 男子専門学校    | 5,373  | 4,165  | 178    | 3,871  | 195    | 802    | 149    |  |
| 女子専門学校    | 413    | 342    | 54     | 241    | 57     | 112    | 32     |  |
| 小計        | 8,904  | 6,771  |        | 6,533  |        | 1,390  |        |  |
| 中等学校      | 9,000  | 9,106  |        | 11,756 |        | 10,902 | 3,579  |  |
| 各種学校      | 8,500  | 8,231  |        | 8,000  |        | (数値なし) |        |  |
| 総計        | 26,404 | 24,108 |        | 26,289 |        | 12,292 |        |  |

(出典) 朝鮮奨学会『昭和十七年度事業概要』、朝鮮奨学会「事業概況報告書」一四四四  
 年一月(奨学会関係)第一冊、朝鮮奨学会「大学高等専門学校朝鮮人学者数調  
 (昭和十九年八月初現在)」、(奨学会関係)第三冊、朝鮮奨学会「内地中学校ニ在学ス  
 ル朝鮮人生徒」覽表(昭和十九年度(七月現在))、(奨学会関係)第三冊より作成。

表2 文・理系別、官公立・私立別、東京・東京以外別の朝鮮人「内地」在学者数

|           | 1942年度         | 1943年度         | 1944年度         |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 文系             | 5,785<br>85.4% | 5,542<br>84.8% |
| 大学学部      | 1,224          | 1,376          | 71             |
| 高等学校・大学予科 | 745            | 690            | 75             |
| 男子専門学校    | 3,609          | 3,298          | 384            |
| 女子専門学校    | 207            | 178            | 67             |
| 理系        | 986<br>14.6%   | 991<br>15.2%   | 793<br>57.1%   |
| 大学学部      | 130            | 166            | 171            |
| 高等学校・大学予科 | 165            | 189            | 159            |
| 男子専門学校    | 556            | 573            | 418            |
| 女子専門学校    | 135            | 63             | 45             |
| 官公立学校     | 785<br>11.6%   | 880<br>13.5%   | 545<br>39.2%   |
| 私立学校      | 5,986<br>88.4% | 5,653<br>86.5% | 845<br>60.8%   |
| 東京        | 5,854<br>86.5% | 5,347<br>81.8% | 828<br>59.6%   |
| 東京以外の地域   | 917<br>13.5%   | 1,186<br>18.2% | 562<br>40.4%   |

(出典)【表1】と同様。

註

- (1) 本稿では広瀬順皓編『戦中期植民地行政史料 教育・文化・宗教篇』（ゆまに書房、二〇〇三年）のマイクロフィルム第二三リールを  
利用している。なお、当該史料を含め、引用史料中には「内鮮」「鮮  
人」「帰鮮」などの表記が散見されるが、原文のままにしている。
- (2) 姜徳相『朝鮮人学徒出陣』（岩波書店、一九九七年）、四二、四三頁。  
山田昭次『朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難』（老川慶喜・前  
田一男編著『ミッショントークールと戦争―立教学院のディレンマ』  
東信堂、二〇〇八年）、四一―八―四一九頁。
- (3) 水野直樹『朝鮮人留学生たちの京都』（同志社大学人文科学研究所、  
二〇〇三年）、八頁。朴成河『日本帝国の解体と朝鮮人『内地留学』  
の終焉』（『在日朝鮮人史研究』第四二号、二〇一二年）、九七頁。
- (4) 市川訓敏『戦時体制下における『道義錬成』（『関西大学人権問題  
研究室紀要』第一三号、一九八六年）、一〇九頁。
- (5) 「半島学生を指導訓練」『東京朝日新聞』一九四一年二月二三日付。  
もともと、これは朝鮮人に限ったことでなく、当時は日本人学生によ  
るカフェ・バーへの出入りも問題視されていた。
- (6) 「遠山郁三日記」（以下「遠山日記」）一九四〇年一月一四日条、  
奈須恵子ほか編『遠山郁三日記 一九四〇―一九四三年』（山川出版  
社、二〇一三年）。以下「日記」七一頁。
- (7) 同右。ただし、朝鮮人の学生層が社会主義思想を受容したり民族運  
動に参加していく一因を、高等教育を受けても就職の途がないところ  
に求める見解は特に戦時期に限ったものではなく、それ以前から日本  
側で指摘され続けていた。
- (8) 前掲記事「半島学生を指導訓練」。
- (9) 厚生省生活局長・内務省警保局長通達（警視総監・各地方長官あ  
り）一九四三年一〇月二九日（『奨学会関係』第一冊所収）。
- (10) 「財団法人朝鮮奨学会理事会決議録」（一九四三年二月二三日開  
催。「奨学会関係」第二冊所収）。
- (11) 漆畑充「植民地期における朝鮮奨学会に関する一考察」（『日本の教  
育史学』第四八集、二〇〇五年）、九六頁。
- (12) 朝鮮奨学会「進学保証推薦に就いて（昭和十八年十一月）（『奨学会  
関係』第一冊所収）。
- (13) 朝鮮奨学会「朝鮮人学生生徒二関スル懇談事項」（一九四二年七月七  
日（『奨学会関係』第一冊所収）。
- (14) 朝鮮奨学会理事長「朝鮮人入学志願者二対スル保証推薦ノ件」（高  
専諸学校長あて、一九四三年一月、同「朝鮮人生徒ノ上級学校進学  
二関スル件」（中等学校長あて、一九四三年一月（『奨学会関係』第  
一冊所収）。
- (15) 「朝鮮奨学会運営に就て」（国立国会図書館憲政資料室「大野緑一郎  
関係文書」）。
- (16) 朝鮮総督府学務局長「内地高等専門諸学校志望ノ朝鮮中等学校出身  
朝鮮人生徒二対スル進学指導ノ件」（各道知事あて、一九四三年二  
月一七日（『奨学会関係』第一冊所収）。
- (17) 「内地高等専門学校進学希望朝鮮人生徒ノ推薦要項」（『奨学会関係』  
第一冊所収）。
- (18) 同右。なお、警察の関与については、日本敗戦後の回想としてある  
韓国人が「これ（『奨学会』）を通じてには警察署の署名が必要だと。  
〔中略〕田舎の警察というものは〔中略〕非常にそれは総督より威  
張っているわけで、なかなかわれわれなんかでも警察署の署名をもら  
うには、校長がいつてもやってくれない」と、当時の状況を語ってい  
る（宮田節子監修「未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録（一）

- 十五年戦争下の朝鮮」『東洋文化研究』第二号、学習院大学東洋文化研究所、二〇〇〇年、一二五頁。
- (20) 朝鮮奨学会「朝鮮出身学生進学位保証推薦要領」一九四三年一〇月二〇日〔奨学会関係〕第二冊所収。
- (21) 「在京朝鮮学生懇談会」(一九四三年五月一日開催。「奨学会関係」第二冊所収)。
- (22) 「朝鮮人学生指導対策要項(案)」(後述の「外地学生指導対策委員会」第一回会合の際に奨学会が提出したもの。「奨学会関係」第一冊所収)。
- (23) 「奨学会打合要項」一九四四年一月二〇日〔奨学会関係〕第一冊所収。ちなみに奨学会による就職斡旋の成果は、奨学会設立前の五年間(一九三六〜四〇年)平均が二六・〇%(就職者六六一人/就職希望者六七一人、以下同じ)、一九四一年度が六二・五%(五五二人/八八三人)、四二年度が五四・二%(六六六人/一二三九人)、四三年度が七四・四%(二〇二七人/二三八一人)として把握されている〔朝鮮奨学会「事業概況報告書」一九四四年二月、「奨学会関係」第一冊所収〕。
- (24) 「外地又ハ外国在住者ニシテ内地高等専門学校等へ入学志望スル者ノ入学者銓衡実施要項案ニ関スル件」一九四四年一月二九日(アジア歴史資料センターRef. B04011479700「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件」第五卷、外務省外交史料館)。
- (25) 「本会事業対象ヲ朝鮮在住内地人子弟ノ内地進学者ニ拡充ノ件」〔奨学会関係〕第三冊所収。
- (26) 文部省専門教育局長・国民教育局長「朝鮮出身ノ中等学校卒業又ハ修了者ノ内地高等諸学校へノ進学ニ関スル件」一九四四年二月二九日〔奨学会関係〕第三冊所収。
- (27) 竹内徳治あて岩下雄三書簡、一九四五年二月二七日〔奨学会関係〕第三冊所収。
- (28) 「昭和二十年度朝鮮人生徒ノ内地進学状況ニ関スル件」一九四五年四月二八日〔奨学会関係〕第三冊所収。
- (29) 「地方学校連絡状況報告書ノ件」一九四五年一月二五日〔奨学会関係〕第三冊所収)。
- (30) 朝鮮奨学会「昭和十七年度事業概要」七頁。
- (31) 「外地学生生徒ニ関スル協議会ノ件」伺(一九四一年四月七日決裁。「奨学会関係」第一冊所収)による。
- (32) 「第一回外地学生指導対策委員会協議要領」および協議事項のレジュメ〔奨学会関係〕第一冊所収)による。
- (33) 「外地学生指導対策委員会名簿」〔奨学会関係〕第一冊所収)によれば、委員は次の通りである(名簿には二種類あり、若干の異同があるものの前後関係が不明である。\*は一方の名簿には名前が見えない人物を示す)。
- 委員長…永井浩(文部省専門事務局局長)、委員…文部省\*\*有光次郎(文部書記官)・伊藤日出登(同)・本田弘人(同)・石丸敬次(同)・鈴木栄二(同)・西崎恵(同)・剣木亨弘(教学局教学官)・宇野喜代之介(文部省督学官)・水野敏雄(同)、内務省\*\*村田五郎(内務事務官)・横山重一(内務理事官)、拓務省\*\*橋爪恭一(拓務書記官)・金井温治(同)、厚生省\*\*青木秀夫(厚生書記官)・\*中田政美(厚生書記官)・植田俊夫(厚生事務官)・武田行雄(厚生協和官)、司法省\*\*太田耐造(司法書記官)・岡本吾市(同)・市原分(検事)、警視庁\*\*榎本三郎(警視庁警視)・菅原太一郎(警視庁警部)・\*緒方竹次郎(警視庁警部)、東京保護観察所\*\*長谷川瀧(東京保護観察所所長)・\*中野俊助(東京保護観察所保護司)、東京府\*\*谷口徳治(東京府



地方事務官)・\*松岡一郎(同)・安藤善哲(東京府社会事業主事)、協和会リ弓削幸太郎(中央協和会常務理事)・\*中野俊助(東京府協和会評議員)、朝鮮奨学会リ大竹十郎(朝鮮奨学会理事長)、中島信一(朝鮮奨学会指導部長)・野呂顕太郎(朝鮮奨学会庶務・保護部長)、日本拓殖協会リ杉本良(日本拓殖協会事業部長)。ただし、委員会の会合には委員以外の関係者の参加も見られるため、委員と出席者とは一致しない。

- (34) 「第二回外地学生指導対策委員会協議要領」および「第二回委員会協議事項」(「奨学会関係」第一冊所収)による。
- (35) 「外地学生指導対策委員会臨時候補者」(「奨学会関係」第一冊所収)。
- (36) なお、台湾関係では杉本良(日本拓殖協会事業部長)・林熊光(大成火災保険株式会社社長)が候補とされたが、第二回委員会では決定されず、後日を改めて選定することとされた。
- (37) 「第三回外地学生指導対策委員会協議要領」および「第三回外地学生指導対策委員会協議事項」(「奨学会関係」第一冊所収)による。
- (38) 「遠山日誌」一九四一年六月二六日条、「日誌」一五七頁。なお、引用箇所のすぐ後に「半島人の在学は取扱が面倒で、文部省でも八ヶましく云ふから、成るべく辞るといふ様な態度は面白くないと考へる」といふくだりが続く。
- (39) 同右、「日誌」一五七〜一五八頁。
- (40) 「遠山日誌」一九四二年二月三日条、「日誌」二五一頁。
- (41) 「遠山日誌」一九四二年七月一日条、「日誌」二一四頁。
- (42) 「遠山日誌」一九四二年三月二二日条、「日誌」二六四頁。
- (43) 山田昭次・前掲論稿、四二五〜四二六頁。検査の対象となった立教大学生については、大学当局で「事件落着なれば入学させてよし」

との話が出ていたという(「遠山日誌」一九四三年一月八日条、「日誌」三六八頁)。

- (44) 「遠山日誌」一九四二年五月二〇日条・五月二七日条、「日誌」二九二・二九五頁。
- (45) 「内鮮教育関係者懇談会二関スル件」一九四二年一〇月三十一日(「奨学会関係」第一冊所収)。
- (46) 前掲「在京朝鮮学生懇談会」。
- (47) 「学生連絡員懇談会開催状況二関スル件」一九四三年一月二三日(「奨学会関係」第二冊所収)。
- (48) 「遠山日誌」一九四二年九月二日条、「日誌」三三〇頁。
- (49) 「学生連絡員名簿」(「奨学会関係」第二冊所収)。
- (50) 「全国各大学専門学校主事懇談会状況報告」一九四二年七月一七日、前掲「朝鮮人学生生徒二関スル懇談事項」(「奨学会関係」第一冊所収)による。
- (51) 朝鮮奨学会「懇談要綱」一九四三年六月四日(「奨学会関係」第一冊所収)による。
- (52) 漆畑充・前掲論稿、九九〜一〇〇頁。
- (53) 前掲「朝鮮奨学会運営に就て」。
- (54) 同右。
- (55) 「朝鮮奨学会主催内地大学職員朝鮮視察ノ状況」一九四二年一〇月八日(「奨学会関係」第一冊所収)。
- (56) 「内地在半島学生問題―内地大学職員朝鮮視察団を中心とする座談会」一〜六(「毎日新報」一九四二年一〇月九日〜一日付)による。座談会の参加者は次の通りである。板垣三郎(専修大学教務部長)・林□海(大正大学学生主事)・小沢恒一(早稲田大学副幹事兼教務課長)・若林勝太郎(中央大学庶務課長)・吉田孝一(東洋大学教

授・常谷幸雄（東京農業大学学生主事）・黒須金次郎（上智大学学生徒監）・福土政一（日本医科大学教授）・水越順作（明治大学教務課長）・佐々木良吉（日本大学教務課長）・衛藤即応（駒沢大学教授兼課部長）・本庄桂輔（立教大学教授兼学生主事）・村山智順（奨学会主事）・高橋浜吉（教学官）・韓相龍（中樞院顧問）・高元勲（中樞院参議）・烏川僑源（国民総力朝鮮連盟事務局総務部長）・渡辺豊日子（総督府学務局局長）・古川兼秀（総督府警務局保安課長）・本多武夫（総督府学務局学務課長）・小出直三郎（教学官）・尾高朝雄（京城帝国大学教授）・琴川寛（京畿高等女学校校長）・中島信一（奨学会指導部長）・金川聖（毎日新報社社長）・片岡孫九郎（毎日新報社専務）・金本東進（毎日新報社常務）・徐椿（毎日新報社主筆）・鄭寅翼（毎日新報社編輯局長）。

立教大学では当初、阿部三郎太郎（教授・学生課長）の派遣を決定していた（『遠山日誌』一九四二年九月五日条、『日誌』三二八頁）が、学内で起きた「学生暴行事件」に伴い阿部三郎太郎が学生課長を辞任したため、本庄桂輔（教授・学生主事）が視察団に参加した（『遠山日誌』一九四二年九月二七日条、『日誌』三三四頁）。

(57) 「遠山日誌」一九四二年二月一日条、『日誌』二五〇頁。立教大学の場合、定員は文学部八〇、経済学部一六〇、予科二四〇。

(58) 「満支求人開拓懇談会二関スル件」一九四二年七月九日（奨学会関係）第一冊所収）。

(59) 前掲「在京学生懇談会」（一九四三年五月一日）には、「アル一部ノ悪イ所ヲ見テ全般的ニ朝鮮人ニ対スル先有感（先入観カ）ヲ持ツ」ような「一般内地人」の認識の改善を求める朝鮮人学生の発言が見られる。

(60) 「大学職員朝鮮視察団ノ視察状況二関スル件」一九四二年一〇月

一四日、「大学職員朝鮮視察団ノ視察概況二関スル件」一九四二年一一月四日（奨学会関係）第一冊所収）。

(61) 前掲「内鮮教育関係者懇談会二関スル件」一九四二年一〇月二三日、「朝鮮中等学校長市内大学視察ノ件」（奨学会関係）第一冊所収）。

(62) 「半島学生指導座談会―東京教育関係者視察団を迎えて」一（『毎日新報』一九四三年一〇月一七・一八・二一日付）による。座談会の参加者は次の通りである。伊藤省吾（明治大学庶務課長・江家義男（早稲田大学教授）・桜井彦四郎（日本体育専門学校庶務課長）・五十嵐喬（中央大学教授）・高木之武（拓殖大学教授）・松本良三（慶応義塾大学学生主事）・三木韶（武蔵高等工業学校教授）・谷田沢隆甫（東京文理大学学生課長）・岩下雄三（奨学会指導部長）・川名勇（奨学会主事補）・高橋浜吉（京城師範学校教授）・岩村俊雄（京城中学校校長）・金川聖（毎日新報社社長）・小野（毎日新報社専務）・金本東進（毎日新報社専務）・鄭寅翼（毎日新報社編輯局長）・李（毎日新報社政経部長）。

(63) 「内鮮教育関係者懇談会状況報告ノ件」一九四三年一〇月二七日（奨学会関係）第一冊所収）による）。

(64) 前掲「未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録（一）」十五年戦争下の朝鮮」一二五頁、宮田節子監修「未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録（14）朝鮮植民地教育―教育実態と政策」（『東洋文化研究』第一五号、学習院大学東洋文化研究所、二〇一三年三月）二八一・二八二頁。

(65) 「技術家養成が急務／朝鮮教育界の感想」『京城日報』一九四二年一〇月二二日付）。

(66) 朝鮮視察団による感想通信の報告書、一九四三年一〇月二二日（奨学会関係）第二冊所収）。